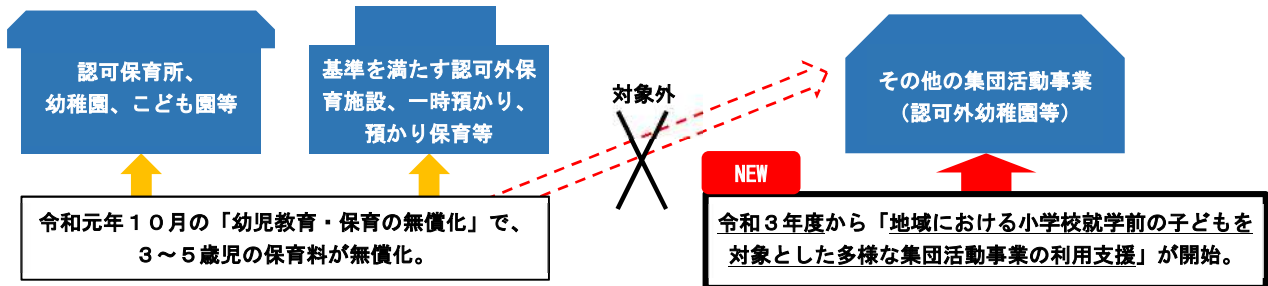


市民のみなさまへ

「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の給付について

1 はじめに

令和3年度から、これまでの幼児教育・無償化の対象とならなかった、小学校就学前の子どもを対象とした集団活動事業（いわゆる認可外幼稚園等）を利用する方へ、要件を満たす場合には毎月の利用料金に対する給付を行うこととなりました。



2 制度の概要

対象となる方	池田市に居住する満3歳～5歳児であって、対象施設等（下記）を概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用するお父さま。 ※ 「子どものための教育・保育給付」または「子育てのための施設等利用給付」を受給されている方、企業主導型保育事業を利用されている方は対象外です。
対象施設等	池田市が定める基準を満たす施設・事業。 ※ 施設等の設置者が、池田市に対して基準適合審査の申請を行い、対象施設として決定を受けていることが必要です。利用する施設等がこの制度の対象となるかどうかは、池田市及び設置者に対してお問い合わせください。 ※ 池田市外の施設等についても対象となる場合があります。
給付額	次の①～③のうち最も少ない額を給付。 ① 月額2万円 ② 在籍する施設等が給付対象と決定された日の属する年度の前年度以前、過去3年間の平均月額利用料 ③ 月額利用料（入園料、施設整備費、延長保育または預かり保育の利用料、実費徴収費等を除く） ※ 月初時点で在籍した月が給付対象となります。

3 申請手続き等

- ◇ 年度末頃に、利用施設等を通じて、支給申請書兼請求書をお配りします。必要事項をご記入の上、提出期限までに利用施設等へ提出してください。
- ◇ お支払いは、翌年度5月頃までに、申請のあった保護者の銀行口座にお振込みいたします。

（本制度のよくあるQ&Aは裏面をご覧ください。）

4 よくある Q&A

- Q1 具体的に、どのような施設等が制度の対象となるのですか？
- A1 施設等の設置者が、国の基準を踏まえて池田市が定めた基準（保育従事者の資格や人数、施設等の設備や面積、保育内容等）を満たしている旨の申請を池田市に対して行い、池田市が決定を行った施設等が対象となります。
利用する施設等が対象となるかどうかは、池田市及び設置者にお問い合わせください。
- Q2 池田市外の施設等であっても、対象施設等となるのですか？
- A2 池田市外の施設等が池田市に対して基準適合審査の申請を行い、池田市が決定した場合は対象施設等となります。
なお、池田市外の施設等の審査にあたっては、通常の基準のほかに、その施設等の所在市区町村が本給付制度を実施していて、既に所在市区町村による対象施設等としての決定が行われていることを要件としています。
- Q3 月の途中から対象施設等の利用を開始しました。この月は給付対象となりますか？
- A3 月の途中から利用を開始した場合、当該月は給付対象外です。
- Q4 認可保育所に在籍しながら、対象施設等を併用しています。この場合も給付の対象となりますか？
- A4 「子どものための教育・保育給付」または「子育てのための施設等利用給付」を受給されている方、企業主導型保育事業を利用されている方は給付対象外です。
認可保育所に在籍されている方は、「子どものための教育・保育給付」の受給者に該当しますので、本制度による給付は受けられません。
- Q5 給付対象の施設等を利用していますが、池田市から転出することになりました。転出後の利用についても引き続き給付の対象となりますか？
- A5 池田市から給付を行うのは、池田市民として対象施設等を利用された期間のみとなります。転出後の利用に対して同様の給付がなされるかどうかは、転出先の市区町村にお問い合わせください。
- Q6 給付金の支払いはいつ頃になりますか？
- A6 年度中の利用実績に応じて給付額が決まるため、毎年度末頃に利用施設等を経由して申請書類を受け付け、翌年度の5月頃までにお支払いします。

【本制度についてのお問い合わせ先】

池田市城南1-1-1 池田市子ども・健康部幼児保育課
電話 072-754-6208（直通）

保育所のご相談は、AI保育コンシェルジュ「コンちゃん」がいつでもお答えします！
アクセスはパソコンやスマートフォンで以下のURLまたはQRコードから。

https://www.smartbot.jp/webchat/smbo_0035_jhoi6

